

平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

調査の概要

<調査の経緯・目的>

- 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。
- 児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について把握するため、平成26年度から調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない家庭に属する児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができない家庭に属する児童
- ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する児童
- ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する児童
（注）学校において行う事務や、就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※2）平成26年度調査：平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査。

（※2）平成27年度調査：平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、平成28年4月1日時点の状況を調査。

（※2）平成28年度調査：平成28年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、平成29年6月1日時点の状況を調査。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村。特別区を含む。）

<主な調査内容>

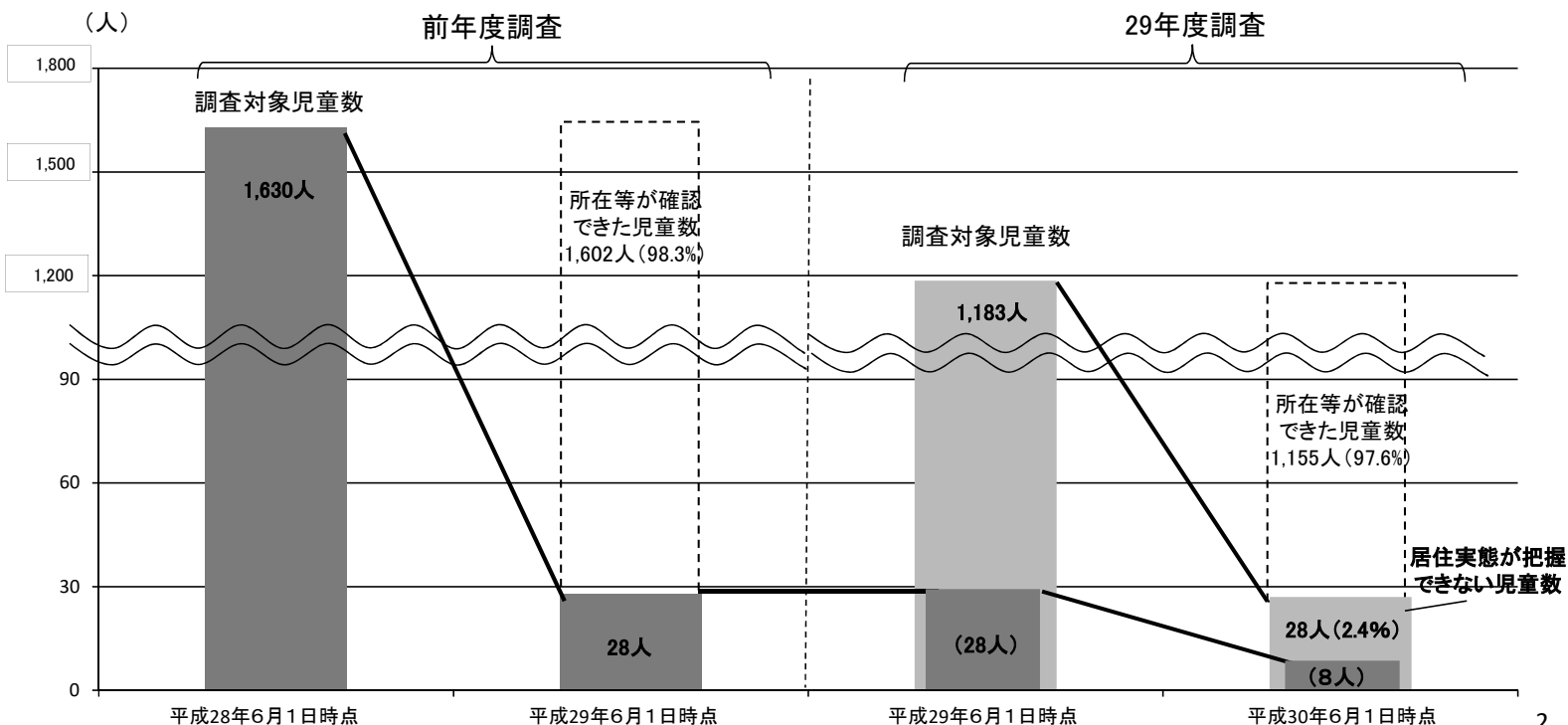
平成29年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成29年6月2日から平成30年5月31日までの間に所在等が確認できた児童（※1）と、平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童（※2）の詳細な状況等を確認し、各市町村の取組状況を把握するもの。

（※1）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目	（※2）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> ・所在等が確認できた方法 ・所在等の確認につながる情報が得られた調査先 ・所在等が確認できた際、虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象児童住所地への訪問調査回数、所在等確認のための調査先 ・要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等

調査結果の概要

1. 全体の状況

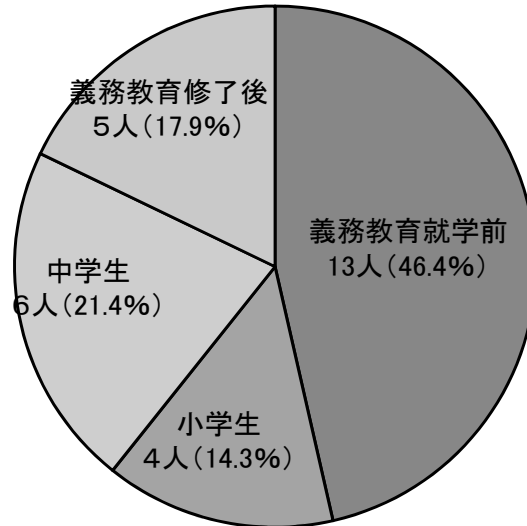
- 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童は28人。
（※）平成29年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童は全国で1,183人。
このうち平成30年5月31日までに所在等が確認できた児童は1,155人（97.6%）。
- 平成28年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、28人のうち8人。



2. 居住実態が把握できない児童（28人）の状況（平成30年6月1日時点）

学年別の状況

- 「義務教育就学前」が13人（46.4%）、「小学生」が4人（14.3%）、「中学生」が6人（21.4%）、「義務教育修了後」が5人（17.9%）。
（※）学年は、平成29年6月1日時点。
- 「義務教育就学前」が13人と最多で、全体の約半数を占めている状況。

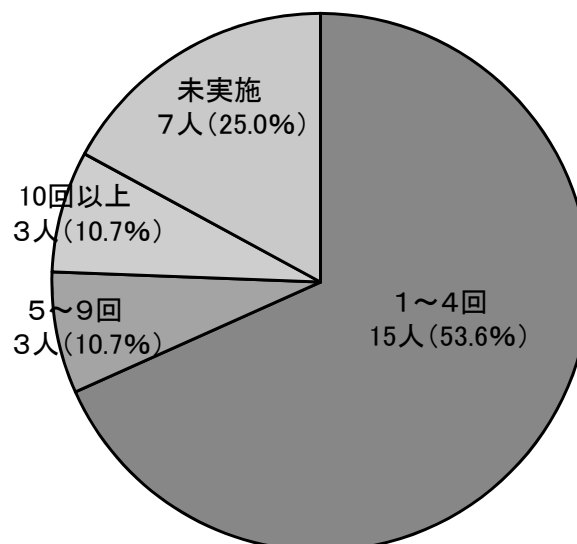


総数：28人

3

家庭訪問調査の状況 【2の続き】

- 「1～4回」が15人（53.6%）で最多。次いで「未実施（※）」が7人（25.0%）、「5～9回」が3人（10.7%）、「10回以上」が3人（10.7%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国・居住に関する情報があり、住所地に居住していないことが明らかである場合」、「関係機関からの情報により、住所地に居住していないことが明らかである場合」等。
海外に出国している可能性に関する情報がある児童は、9人（32.1%）。
- 住所地に居住していないことが明らかである場合等を除き、家庭訪問調査を実施している。

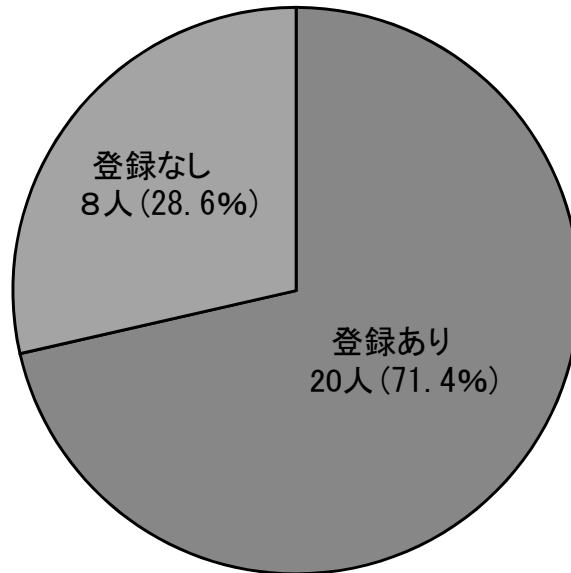


総数：28人

4

市町村の要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況 【2の続き】

- 「登録あり」が20人（71.4%）、「登録なし（※）」が8人（28.6%）。
（※）理由については、「海外に出国している可能性がある」、「警察に通報（相談）している」。
- 海外に出国している可能性がある場合等を除き、要保護児童対策協議会を活用した調査がなされている。

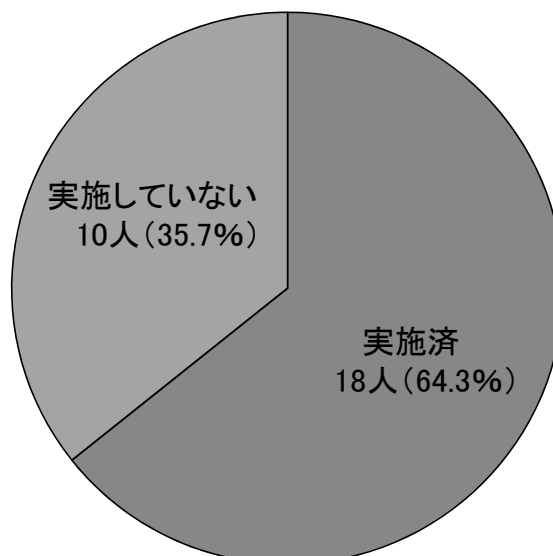


総数：28人

5

市町村の児童福祉部門と児童相談所の情報共有・連携の状況 【2の続き】

- 「実施済」が18人（64.3%）、「実施していない（※）」が10人（35.7%）。
（※）理由については、「海外に出国している可能性がある」、「警察に通報（相談）している」等。
- 海外に出国している可能性がある場合等を除き、児童相談所と情報共有・連携して調査がなされている。

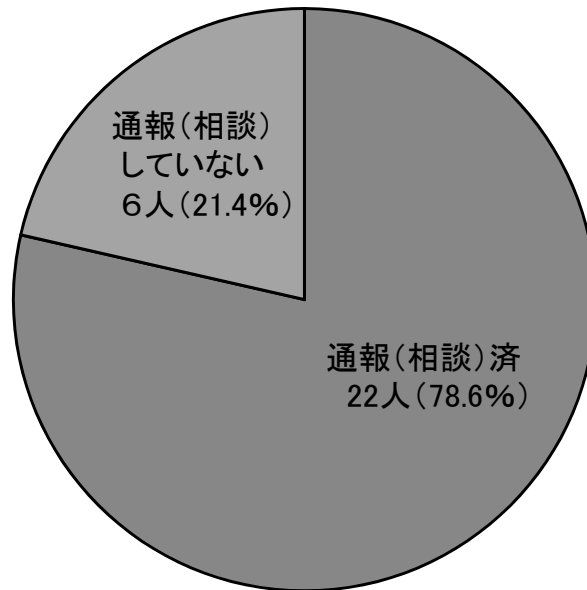


総数：28人

6

市町村の児童福祉部門から警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

- 「通報（相談）済」が22人（78.6%）、「通報（相談）していない（※）」が6人（21.4%）。
（※）理由については、「海外に出国している可能性がある」等。
- 海外に出国している可能性がある場合等を除き、警察へ通報（相談）して調査がなされている。



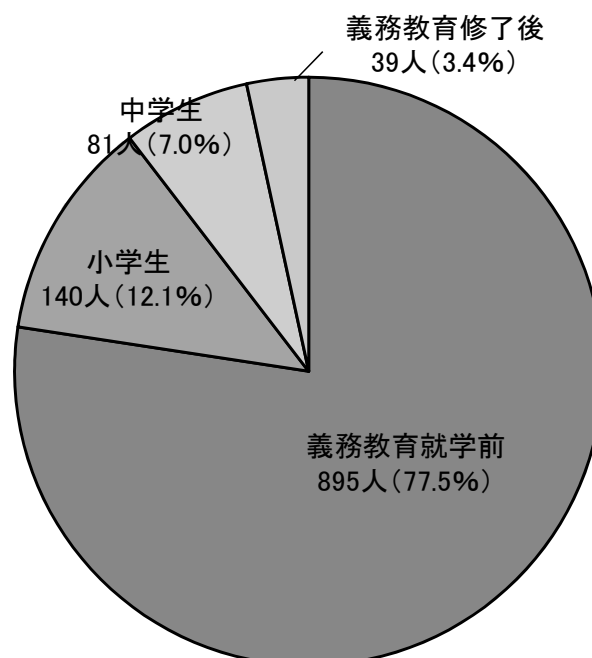
総数：28人

7

3. 所在等が確認できた児童（1,155人）の状況（平成29年6月2日～平成30年5月31日）

学年別の状況

- 「義務教育就学前」が895人（77.5%）、「小学生」が140人（12.1%）、「中学生」が81人（7.0%）、「義務教育修了後」が39人（3.4%）。（※）学年は、平成29年6月1日時点。
- 居住実態が把握できない児童の状況と同様、「義務教育就学前」が895人と最多で、全体の8割近くを占めている状況。



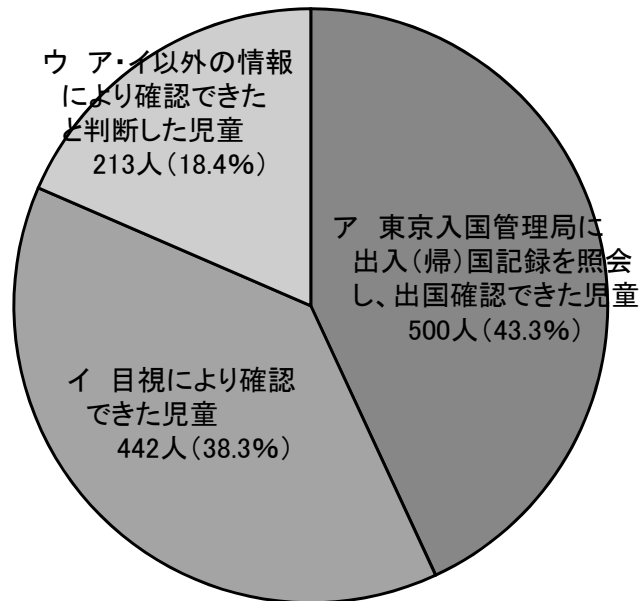
総数：1,155人

8

所在等が確認できた方法 【3の続き】

- 「ア 東京入国管理局に出入(帰)国記録を照会し、出国確認できた児童」が500人(43.3%)で最多。次いで、「イ 目視により確認できた児童」が442人(38.3%)、「ウ ア・イ以外の情報により確認できたと判断した児童(※)」が213人(18.4%)。

(※) 例えば、「親族、近隣住民等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合」、「医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合」等。



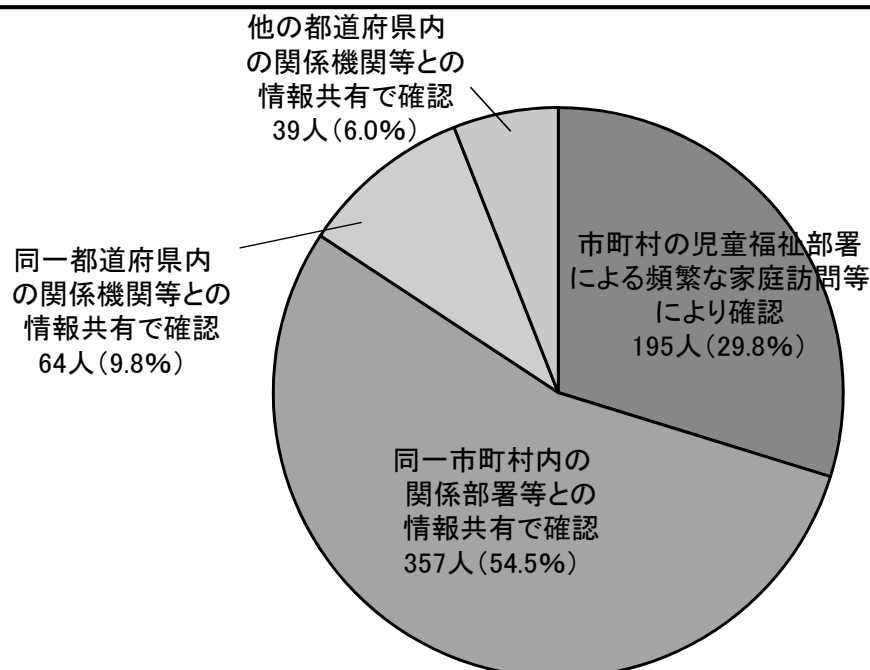
総数：1,155人

9

所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた655人(前ページのイ+ウ)の状況～ 【3の続き】

- 「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認」が357人(54.5%)で最多。次いで「頻繁な家庭訪問等により確認」が195人(29.8%)、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が64人(9.8%)、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が39人(6.0%)。
- 特に「頻繁な家庭訪問等により確認」と「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。



総数：655人

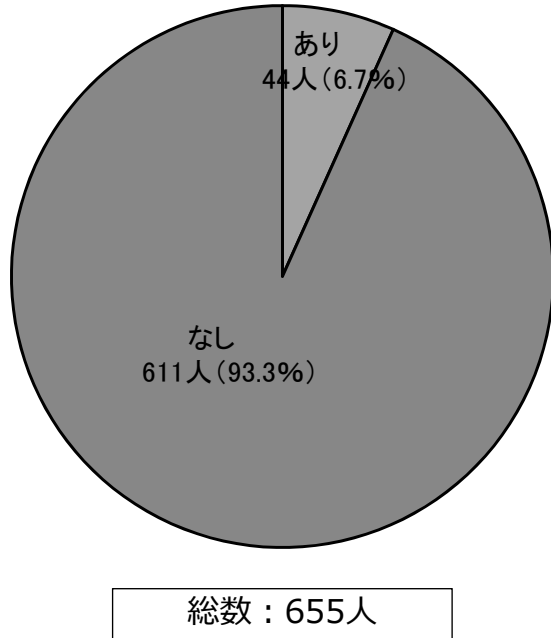
10

所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた655人（9ページのイ+ウ）の状況～ 【3の続き】

- 「あり（※）」との回答が44人（6.7%）。
（※）理由については、例えば、「虐待や虐待の疑いに関する周囲の者からの情報・通告歴があるため」、「子どもを自宅に残しての外出や保護者の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「学校に通わせていないため（教育ネグレクト）」等。
- 「虐待又は虐待の疑いあり」とされた44人については、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われた。

【所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無】



【虐待又虐待の疑いありの場合の支援の状況】

調査先	人数
市町村による支援・活用した事業	
・助言指導	14
・継続指導	22
・児童相談所送致	2
・要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	26
・養育支援訪問事業	7
・子育て世代包括支援センター事業	6
児童相談所による支援・措置	
・助言指導	8
・継続指導	8
・児童福祉司指導	1
・一時保護	2
	11

※複数回答可のため、児童数の重複あり。

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実父、実母、兄、本児（1歳）の世帯。 ※年齢は平成29年6月1日時点
- 本児は、早産による低体重出生児として、市町村の母子保健担当課が把握。母子の退院後、当初は定期的に受診していたが、受診が途絶えるとともに、病院からの連絡に母が応答しなくなった。7～8か月児向けの定期乳児相談も未実施となり、市町村からも父母へ連絡したが、対応がない状況となった。以前、兄の健診時に体重増加不良があった情報も把握していたことから、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- 民生委員の協力により、住所地住居に当該家庭の居住を確認。
- 住所地市町村が繰り返し行った家庭訪問や、父母らが別の用件で役所の他課に来庁した際に日時を約束して行った家庭訪問にも応答がなく、さらに、児童相談所へ情報提供する旨記載した文書を自宅ポストに投函するも当該家庭から連絡等がなされなかった。
- 児童相談所と協議を行い、児童相談所が住所地を訪問し、出頭要求告知書を自宅ポストに投函したところ、翌日、母より児童相談所へ連絡があり、児童相談所と市町村が同行して家庭訪問し、本児を確認した。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 本児について、発達の遅れ等が疑われたため、児童相談所と市町村が病院の受診に同行するなどの支援を実施。
- 市町村において、病院と連携し、本児の受診を継続して支援するとともに兄についても、保育所入所の支援を行い、保育所と連携して見守りを実施。定期的な訪問・連絡による養育支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- 市町村において、健診担当課保健師、家庭児童相談担当課職員及び家庭児童相談員等の多職種、複数課で連携し、調査対象児童としての把握、当該家庭への接触が行えた。
- 市町村と児童相談所が連携し、出頭要求を実施したことにより、本児の安全確認につながった。
- 安全確認後も病院と連携した本児の受診勧奨・通院支援、兄の保育所入所支援など、関係機関と連携による家庭全体への継続した支援につながられた。

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実母、姉、本児(14歳)の世帯。 ※年齢は平成29年6月1日時点
- 義務教育課程において不登校状態となり、当初は保護者から学校、児童相談所等への相談があったものの、学校等からの連絡にも対応がなくなったことについて学校等から情報提供があったことから、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- 要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係機関による家庭訪問を行うとともに、転居先不明となった家庭の児童相談所間の情報提供依頼手続き(CA情報送信)、東京入国管理局への出入国記録照会等の調査を実施。
- 児童相談所が親族へ働きかけ、警察署へ捜索願を提出。
- 市町村において住所地を定期的に訪問し、訪問時の状況を児童相談所及び警察と情報共有。繰り返しの訪問調査により、住所地に別世帯が入居したことが確認されたこと等について情報共有した結果、警察による調査により、本児世帯の市町村外の転居先が判明。
- 転居先の状況について、児童相談所及び警察が調査を継続した結果、児童相談所及び警察が同行訪問した際に本児を確認し、児童相談所が一時保護を実施。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 児童相談所が保護者に対して住民票異動について指導し、住所地市町村の住民基本台帳担当課において転出入手続きを支援。
- 一時保護を解除して家庭へ復帰後、本年3月に本児が転出先市町村の中学校を卒業するまでの間、児童相談所が定期的な訪問を継続し、経過観察を実施。その後も転居先市町村において継続的に支援を実施している。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- 住所地の状況について市町村、児童相談所、警察が連携し、継続した状況確認及び調査を実施した結果、所在の把握につながった。
- 本児の世帯が再び居住実態が把握できない状態にならないよう、所在確認後も児童相談所等が訪問・支援等を継続した。